

その他

- どんな人が後見人なる？

司法書士、社会福祉士、弁護士、社会福祉法人、
市民後見人など

- 費用は？ 申立手数料・登記手数料など3,400円 + 鑑定料 10万円以下

※費用補助があり

- 申請から利用開始までの期間は？

おおよそ4ヶ月くらい（個々の事案で変更あり）

日常生活自立支援事業「すまいる」

1, 福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して利用できるように手伝い（情報提供、苦情解決制度、必要なことを一緒に考える）

2, 財産管理サービス

医療費・税金、公共料金などを支払うお手伝い。通帳から生活費を払い出してお渡し、または預け入れをする。）

3, 財産保全サービス

年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類、実印、銀行印などを、財産管理サービスと組み合わせて利用。

「すまいる」利用にあたって



【費用について】

- 相談や支援計画の作成は無料
- 年会費3,600円(月300円)
1時間未満500円(1時間以上1,000円～)
交通費(30分以下 無料。1時間未満500円 1時間以上1,000円)
- 専門員～本人の状況等を確認し、契約まで調整、支援計画を作成。
生活支援員の指導や他機関との調整
- 生活支援員～研修を受けた社会福祉協議会の職員です。専門員が立てた計画に基づいて、定期的に訪問支援を行います。

(例) 月会費300円+財産保全月250円
+1時間未満500円+交通費1時間未
満500円=1,550円～

(移動距離や支援内容によって変動あり)

各市町社会福祉協議会

- 香取市社会福祉協議会：0478-54-4405
- 神崎町社会福祉協議会：0478-72-4031
- 多古町社会福祉協議会：0479-76-5940
- 東庄町社会福祉協議会：0478-86-4714

障害者基礎年金

(日本年金機構HPより)

年金手帳

提出できないときは、その理由書が必要です

戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか

ご本人の生年月日を明らかにできる書類

単身者の方で、マイナンバーが登録されている方は、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要となります。マイナンバーが登録されていない方は、年金請求書にマイナンバーを記入することで、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要となります。

- ・ マイナンバーの登録状況については、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できる「ねんきんネット」で確認することができます。
- ・ ただし、「年金請求書」を共済組合等に提出される場合には、別途、住民票等の添付書類が必要になる場合があります。

医師の診断書 (所定の様式あり)

障害認定日より3カ月以内の現症のもの。

障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書(年金請求日前3カ月以内の現症のもの)も併せて必要となります。

呼吸器疾患の診断書には、レントゲンフィルムの添付も必要となります。

循環器疾患の診断書には心電図のコピーの添付も必要となります。

受診状況等証明書

初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合、初診日の確認のため

病歴・就労状況等
申立書

障害状態を確認するための補足資料

受取先金融機関の通帳等
(本人名義)

カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳またはキャッシュカード(写しも可)等
請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要

印鑑

認印可

ご家族様へ

- ご本人様の生活。できることは最大限にやっていただく。
親側の「心配だから」、「不安だから」等の「やってあげる」のためのサービスではなく。「できるようになるため」がサービス利用の目的です。
- ヘルパーさんも、施設や事業所の方々も、本人と「一緒に経験をする」「できることは本人にやってもらう」また「良い面、できることを見つけていく」ということを大事にしている。
- 入所施設やグループホーム等も、入ったらそのままではなく、
~**次のステップ（地域での暮らし）**の選択ができる時代へ。

共働きを応援する仕組みを地域の中で

- 保育所から小学校へ上がる時。共働きの両親にとって一つ壁があります。
⇒放課後ディサービスの営業時間、送迎時間（各事業所によって特徴があります。ぜひ、見比べてください）
- 障害児通学支援事業（東庄町独自）
※自宅から最寄りのバス停、自宅から学校まで 1日1回

ご家族さんが抱える不安はたくさん。お子様のことはもちろんですが、住みやすい将来を思う地域への不安もあるかと思います。その声は、心にとどめておいてはもったいないです。是非、声を上げて頂きたい。その声を上げる先が、先に紹介した各事業所です。

共に生活できる地域を！

● 親亡き後の地域生活を見据えた地域づくり

- ① 相談機能の拡大と充実
- ② 緊急受入れ、短期入所利用調整
- ③ 施設やGHから、アパート生活へ。体験の場づくり。
- ④ 専門的人材の確保（相談の質向上、医療ケア、触法、重複障害、精神、依存症等への知識、スキルの向上と確保）
- ⑤ 地域体制整備（コーディネーター、相談拠点づくり）

地域で生活をする事について

身の回りの支援機関・相談機関を知っておく。または今関わっている病院や学校等に相談すると・・・つながっていきます。



-
- ご清聴 ありがとうございました。

今後共よろしくお願ひいたします。

